福中銀カードローン「NiceSupport50」規定

私（以下「借主」という）は、九州総合信用株式会社（以下「保証会社」という）の保証のもと、株式会社福岡中央銀行（以下「銀行」という）とのカードローン（当座貸越）取引（以下「本取引」という）をすることについて、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の成立）

1.本契約は、借主からの申込みを銀行が審査のうえ承諾した時に成立するものとします。

2.本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

第2条（取引口座の開設等）

1.本取引は、本契約に基づき開設されるカードローン口座を使用する当座貸越取引とし、当該口座は銀行本支店のうち何れか1ヵ所のみで開設できるものとします。

2.銀行は、本取引に使用するための「福中銀カードローン『NiceSupport50』カード」（以下「ローンカード」という）を発行するものとします。

3.本取引の返済用口座は、借主が指定した借主名義の預金口座（以下「指定口座」という）とします。

4.本契約の届出印鑑は、返済用預金口座の届出印鑑と同一とします。

第3条（取引方法）

1.借主は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機（ATMを含む。以下「自動機」という）から出金する方法、または銀行所定の請求書を使用して行う方法により本取引を行うことができるものとします。なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示して本取引を行うものとします。

2.本取引では、公共料金等の自動支払いは行いません。

3.ローンカードおよび自動機の取扱いについては、別に定める「カードローン・カード規定」によるものとします。

第4条（取引期間）

1.借主が本取引を行うことができる期間は、契約日の1年後の応当日の属する月の表記約定返済日までとします。ただし、取引期間満了日までに銀行が借主に取引期間を延長しない旨を通知しなかった場合には、取引期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

2.前項の規定にかかわらず、原則として満70歳の誕生月の末日以降借入を行わないものとし、70歳の最終契約期限を超えて契約期間の延長は行わないものとします。

3.カード取引期間満了日までに銀行が借主にカード取引期間を延長しない旨を通知した場合は、次の通りとします。

(1)借主は、ローンカードを銀行に返却します。

(2)借主は、カード取引期間満了日の翌日以降、ローンカードを使用した当座貸越を利用できないものとします。

(3)貸越元利金は本契約の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日に本契約は当然に解約されるものとします。

(4)カード取引期間満了日に貸越元利金がない場合は、カード取引期間満了日の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。

4.契約後1年以上、一度も貸越が発生しなかった場合は、銀行はいつでも本契約を解除できるものとします。この場合、銀行は借主に対し書面にて通知するものとします。

第5条（貸越極度額）

1.本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越極度額は、表記の「融資額（極度額）」とします。

2.銀行がやむを得ないものと認めて、極度額を超えて借主に当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとし、借主は、銀行からの請求があったときには当該極度額を超過した金額を直ちに返済するものとします。

3.銀行は、本条第1項にかかわらず貸越極度額を変更できるものとします。この場合銀行はあらかじめ新貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。

4.前項により貸越極度額が減額された場合、借主は、銀行からの請求があり次第、直ちに貸越極度額を超える金額を支払うものとします。

第6条（利息、損害金）

1.貸越金の利息は、付利単位100円とし、毎月銀行所定の日（5日、休日の場合は翌営業日）（以下「約定返済日」という）に表記所定の利率によって計算し、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は、前回約定返済日から次回約定返済日の前日までの毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式により行うものとします。

2.前項の利率は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

3.銀行は、銀行所定の基準により一般に適用される貸越利率を借主に対して優遇し変更することができるものとします。また、借主に対して貸越利率を優遇した場合には、銀行は借主に通知することなくいつでもその優遇を中止または優遇幅を変更することができるものとします。

4.借主が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、年18.25％（年365日の日割計算）とします。

第7条（約定返済等）

1.借主は、毎月約定返済日に当座貸越借入金残高に応じた表記約定返済額を返済するものとします。

2.前項にかかわらず、当座貸越残高と貸越金利息の合計額が約定返済額に満たない場合は、約定返済日における当座貸越借入金残高の金額を返済するものとします。

第9条（約定返済金等の自動引落し）

1.第7条による約定返済は自動引落しによるものとします。借主は毎月約定返済日までに返済用預金口座に約定返済相当額を入金するものとし、銀行は各約定返済日に借主の普通預金通帳（総合口座通帳含む）及び同払戻請求書なしで自動引落しのうえ返済にあてるものとします。

2.銀行は、万一、申込者の前項の預入が遅延した場合には、当該預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第10条（随時返済）

1.借主は、第9条の規定にかかわらず、随時に任意の金額を返済することができるものとします。

2.前項の随時返済は前条の自動引落しによらず、借主が直接銀行の店頭において申出するか自動機を使用する方法により行うものとします。

第11条（諸費用の自動引落し）

借主は、本取引に関し借主が負担すべき費用について、約定返済日にかかわらずまた普通預金通帳（総合口座通帳含む）および同払戻請求書によらず、銀行が返済用預金口座から引落しのうえ、支払にあてることに予め同意します。

第12条（反社会的勢力の排除）

1.借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3.借主が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4.第2項もしくは第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

5.第1項から第4項までの条項は、借主がすでに銀行と取り交わしている一切の融資・ローン・クレジット取引契約にも同様に適用されることに同意します。

第13条（期限前の全額返済義務）

1.借主について、次の各号の事由が一つでも生じたことを銀行が知った場合には、銀行からの通知、催告がなくても、借主は本契約による債務全額について期限の利益を失い、表記記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。

(1)借主が返済を遅延し、翌月の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。

(2)借主が差押または競売の申立を受けたとき、支払いの停止、破産、民事再生の申立、または調停（特定調停を含む）の申立を行ったとき、または清算にはいったとき。

(3)借主が租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。

(4)借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(5)借主が電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき。

(6)借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき。

2.次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、表記記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。

(1)借主が仮差押、仮処分の申立をうけたとき。

(2)借主が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

(3)借主が銀行との取引約定の一つでも違反したとき。

(4)申込書記載事項において事実に反する申告が判明したとき。

(5)前各号のほか銀行または保証会社において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第14条（解約・中止）

1.前条の各項の事由があるときは、銀行はいつでも貸越を中止しまたは本契約を解除することができるものとします。

2.借主はいつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。

3.前各項によりこの契約が解除された場合、借主は直ちにローンカードを銀行に返却し貸越元利金を返済するものとします。

第15条（銀行からの相殺）

1.銀行は、本契約による借主からの債務の返済がなされない場合は、その債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。

2.第1項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金の払出をうけ、この債務の返済に充当することができるものとします。

3.前2項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算するものとします。

第16条（借主からの相殺）

1.借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2.第1項の相殺ができる場合には、相殺実行の7営業日までに銀行へ書面により相殺の通知をなし、相殺通知と同時に預金その他の債権証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとします。

3.第1項によって相殺をする場合は、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによるものとします。

第17条（債務の返済等にあてる順序）

1.銀行から相殺する場合に、本契約による債務の他に金融取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるか指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。

2.借主から返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に金融取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3.借主の債務のうち、一つでも返済の遅延などが生じている場合において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれのあるときは銀行は遅滞なく異議を述べ、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4.第2項のなお書きまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第18条（代わり証書等の差し入れ）

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第19条（印鑑照合等）

銀行がこの取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）と本取引で使用した印影（または暗証）とを相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。

第20条（届出事項の変更・通帳の再発行等）

1.ローンカード・返済用預金口座通帳や届出印を失ったとき、または印鑑・氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、借主は直ちに書面等で銀行に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

2.借主が第1項の届出を怠ったために、銀行から最後に届け出のあった氏名、住所にあてて通知または送付された書類などが延着、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとします。また届出を怠ったために借主に生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

3.ローンカード・返済用預金口座通帳または届出印を失った場合のこの取引の解約または通帳等の再発行は、銀行所定の手続きをした後に行います。

第21条（成年後見人等の届出）

1.借主について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、借主は直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面により銀行に届出るものとします。また、借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合にも同様に届出るものとします。

2.借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、借主は直ちに任意後見監督人の氏名、その他の必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。

3.借主がすでに、補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出るものとします。

4.第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。

5.第4項の届出の前に生じた損害および届出を怠ったために借主に生じた損害については、銀行に一切負担をかけないものとします。なお借主は、第1項から第3項の場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。

第22条（約定の変更）

本契約の内容を変更する場合には、銀行は変更内容および変更日をあらかじめ書面で通知することとします。この場合、変更日以降は変更後の内容にて取引を行うものとします。

第23条（報告および調査）

1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況および借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2.借主は、借主の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第24条（所轄裁判所の合意）

借主は、本契約に関しての訴訟、調停、および調停については銀行の本店ならびに支店の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第25条（債権譲渡）

1.借主は、銀行が将来、本契約による貸付債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることを予め承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。また、借主は、前記債権譲渡の際に銀行に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

2.前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託人を含む）の代理人になるものとします。借主は、銀行に対して従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

3.借主は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。

4.保証会社は将来、借主に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、借主は、保証会社に対して有する相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

第26条（第三者弁済）

借主は、第三者による弁済申出があった場合に、借主の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

第27条（銀行取引約定書の適用）

借主が、別に銀行との取引約定書を銀行に差し入れている場合、または将来差し入れる場合には、本契約に定めのない事項についてはその各条項を適用できるものとします。

第28条（本契約の変更）

1.本契約の各条項その他の条件は、民法第548条の4の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

保証委託約款

私は、金融機関とのカードローン契約（当座貸越契約）に従い、私が金融機関に対して負担する債務について次の各条項を承認のうえ、九州総合信用株式会社（以下「保証会社」という）と金融機関との保証契約による信用保証を保証会社に委託します。

第1条（委託の範囲）

1.借入申込書記載のカードローン（以下「ローン」という）の保証は、保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて私が金融機関とローン取引を開始したときに成立するものとします。

2.私が、保証会社に委託する保証の範囲は、保証会社の保証により金融機関から借り入れるローンの元金、利息、損害金、その他ローン取引に基づき私が金融機関に対して負担する債務の全額とします。

3.前項の保証内容は、私が保証会社および金融機関との間に締結する約定書（契約書、差入書を含む）の各条項によるものとします。

第2条（保証料）

私は、金融機関が私の支払った利息および支払うべき利息の中から保証会社に対して保証料を支払うことに同意します。なお、保証料率は保証会社と金融機関との協議により決定されることに同意します。

第3条（反社会的勢力の排除）

1.私は、現在、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という）

②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑥役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3.私が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社が保証債務の履行を免れる、もしくは第4条の代位弁済前といえども保証会社が、何ら通知、催告を要せず、求償権を事前に行使するとも何らの異議を申し立てません。

4.前第2項もしくは第3項の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

5.上記第1項から第4項までの条項は、私がすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されることに同意します。

第4条（代位弁済）

1.私が、金融機関とのカードローン契約に違反したため保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知・催告なしに代位弁済されても異議ありません。また、履行の方法、金額等については保証会社と金融機関との約定に基づいて弁済してください。

2.私は、保証会社が代位弁済によって取得した求償権を行使する場合には、私と金融機関との間に締結した契約のほか、この契約の各条項を適用されても異議ありません。

第5条（求償権の事前行使）

1.私について次の各号の一つでも該当したことを保証会社が知ったときは、第4条の代位弁済前といえども、保証会社は何ら通知、催告を要せず、求償権を事前に行使できるものとします。

①差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき。

②自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。

③電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき。

④保証会社及び金融機関に対する債務の一つでも期限に弁済せず、または取引約定の一つでも違反したとき。

⑤保証会社に対する住所変更の届出を怠る等私の責に帰すべき事由によって、保証会社において私の所在が不明になったとき。

⑥前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2.私は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。

第6条（求償権の範囲）

1.私は、保証会社が保証債務を履行されたときは、保証会社が金融機関に弁済した債務の元金、利息、延滞損害金、およびこれに付随する一切の債務を遅滞なく支払います。この場合元本、利息、延滞損害金、およびこれに附随する一切の債務について弁済日の翌日から完済日まで年14.6 %の割合による損害金を保証会社に弁済します。

2.私は、前項の弁済については、保証会社に持参または送金の方法によります。

第7条（費用の負担）

私は、保証会社が債権保全のため要した費用ならびに第4条、第5条および第6条によって取得された権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。この費用には訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第8条（弁済の充当順序）

私が支払った弁済金が保証委託契約に基づく保証会社に対する全ての債務を消滅させるのに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができるものとします。

第9条（届出事項）

1.私は、氏名・住所・電話番号・勤務先その他届出事項に変更があったとき、また私について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見人の選任がなされたときは、直ちに保証会社に書面で届けるものとします。また、私の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けるものとします。なお私は、この場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。

2.私が前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到着しなかった場合は通常到着すべきときに到着したものとみなします。また届出を怠ったために私に生じた損害について保証会社は責任を負わないものとします。

第10条（報告・調査および通知）

1.私は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、資産・収入・信用状況等について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。この調査にあたり、保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

2.私は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じる恐れのあるときは直ちに保証会社に通知しその指示に従います。

3.債権保全上の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、私の住民票等を取得できるものとします。

第11条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に関する一切の手続を行い、費用を負担します。

第12条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関しての訴訟、調停及び和解については、保証会社の本社または支社の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意いたします。

第13条（保証の効力）

私は、保証会社が保証債務を代位弁済済みであるかどうかを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合には、何ら通知、催告することを要せず、保証の委託が当然に効力を失うことおよび既に保証会社に支払済みの保証料に関しては、返戻されないことに同意します。

第14条（約款の変更）

1.本約款の各条項その他の条件は、民法548条の4の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、保証会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第15条（求償権の回収委託および譲渡）

1.私は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。

2.保証会社は将来、私に対して有する債権を、第三者に譲渡できるものとします。その場合、私は、保証会社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

第16条（第三者弁済）

私は、第三者による弁済申出があった場合に、私の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

以上